

くらしの 情報

支援費制度のサービスについて
 支援費制度では身体障害児(者)のおよび知的障害児(者)の方がホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所などの居宅支援サービスを利用することができます。そのサービスは1年間で更新が必要であり、聴き取り調査によって支給期間が決定されます。利用を希望される方は市へ申請が必要です。詳細は、

手当の種類・月額	対象者
児童手当 ●第1子 5,000円 ●第2子 5,000円 ●第3子以降 10,000円	小学校第3学年修了前の児童を養育している方
児童扶養手当 ●児童1人の場合 41,880円～9,880円 ●児童2人の場合 46,880円～14,880円 ●児童3人以上1人につき3,000円を加算	18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童で、離婚などにより父と生活をともにしていない、あるいは父が重度の障害者などの場合に、母、または母に代わって児童を養育している方
特別児童扶養手当 (1人につき) ●重度障害児(1級) 50,900円 ●中度障害児(2級) 33,900円	身体または精神に障害を持つ20歳未満の児童を養育している父母や父母に代わって児童を養育している方

ご存知ですか!
**児童の健やかな成長を願って
 このような手当制度があります**

お問い合わせください。なお、現在サービスを利用されている方については、受給者証に明記されている「支給期間」をご確認の上、引き続きサービスの利用を希望される場合は、期限が切れる2カ月前から更新の手続きができませんので、申請をお願いいたします。
▼申請・問合せ先
 福祉課社会福祉担当
 (内線331・332)

いずれの手当制度も手当を受けようとする方の前年の所得が一定額以上の場合、手当の一部または全部が支給されません。
 問合せ先 福祉課児童福祉担当 (内線335)

寝具乾燥・丸洗いサービスの実施について(有料)
 実施予定日 3月9日(水)～16日(水)
 ※12日(土)、13日(日)は除く
 対象者 寝たきり高齢者(市へ登録してある方)・介護保険の要介護度4と5の人・重度身体障害者の方で、いずれも在宅の方
 申込期限 3月8日(火)
 問合せ先 市社会福祉協議会 ☎475-7000

障害者控除対象者認定書の交付について
 障害者手帳の交付を受けていなくても、年齢が65歳以上で次の要件に該当される方は、税法上の障害者控除の対象となります場合があります。
 ①障害者(身体・知的・精神)に準じる方
 ②ねたきりの方(6カ月以上)
 問合せ先 福祉課 (内線332・333)

**母子修学資金を
 活用ください**
 第1回申し込みは
3月11日まで

母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金等の新規貸付申込受付を次のとおり行います。
 貸付対象者 市内に住んでいる母子家庭の母、父母のいない家庭の養育者で学資の調達が困難な方
 貸付限度額など 貸付限度額は下の表のとおりです

区分	限度額(単位:円)
高等学校・専修学校(高等課程)	国公立 自宅通学 18,000
	国公立 自宅外通学 23,000
	私立 自宅通学 30,000
高等専門学校	国公立 自宅通学 21,000
	国公立 自宅外通学 22,500
	私立 自宅通学 32,000
短期大学・専修学校(専門課程)	国公立 自宅通学 44,000
	国公立 自宅外通学 50,000
	私立 自宅通学 52,000
大学	国公立 自宅通学 59,000
	国公立 自宅外通学 44,000
	私立 自宅通学 50,000
専修学校(一般課程)	私立 自宅通学 53,000
	私立 自宅外通学 63,000
	私立 自宅外通学 29,000

▼申込場所・問合せ先 福祉課児童福祉担当(内線335)
 (申込用紙もあります)

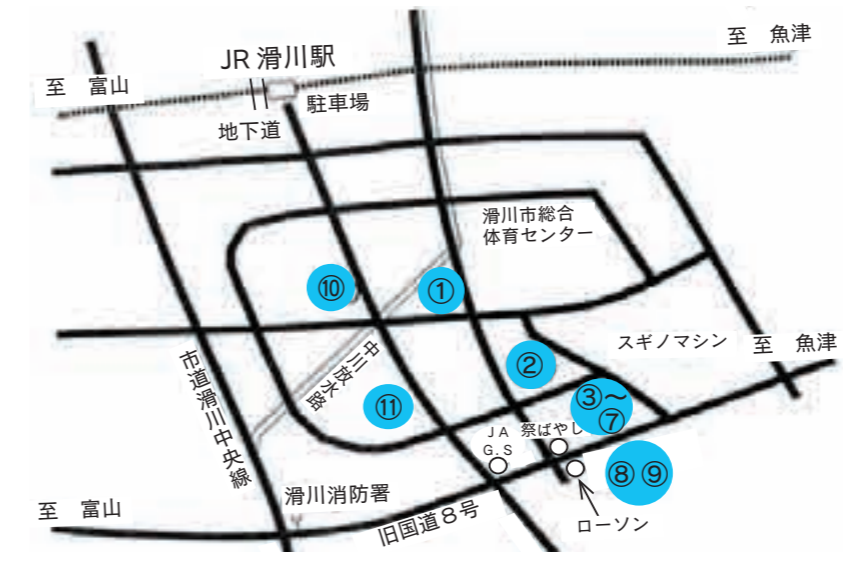
す。なお、保証人が必要です。第2回以降の申込みは随時受け付けます。
 問合せ先 福祉課児童福祉担当(内線335)

INFORMATION

宅地11区画(約73坪～210坪)を販売中

85,000円/坪～ 最多価格帯8～9万円台が8区画

～滑川駅南土地区画整理事業～



●価格●

街区番号	面積(m ²)	坪単価(円)	処分価格(千円)
① 26・6	約493 (149坪)	約94,500	14,099
② 33・7-1	約259 (78坪)	約99,100	7,781
③ 38・10	約285 (86坪)	約99,100	8,550
④ 39・17	約445 (134坪)	約97,100	13,083
⑤ 39・18	約385 (116坪)	約98,100	11,434
⑥ 39・19	約509 (153坪)	約84,900	13,081
⑦ 39・25-1	約254 (76坪)	約98,500	7,569
⑧ 41・26	約525 (158坪)	約137,100	21,787
⑨ 43・5-2	約694 (210坪)	約89,500	18,807
⑩ 66・1-4	約292 (88坪)	約147,100	12,994
⑪ 89・13	約243 (73坪)	約144,700	10,643

問合せ先 都市開発課 (内線433・434)

平成17年度の固定資産税
 最初の納期限は**5月2日**
 納税通知書および課税明細書は4月初旬に発送予定
 固定資産課税台帳等の閲覧は**4月1日**から

縦覧期間 平成17年4月1日～5月2日
 固定資産税の納税者およびその委任を受けた方については、土地・家屋価格等縦覧帳簿(市内に所在する土地や家屋の価格等の一覧表)を縦覧期間に限り縦覧できます。これは、固定資産税の課税内容を知っていただく機会として、他の土地や家屋の価格と比較して自己の資産の価格の適正さを判断できるように設けられているものです。
 ※自己の固定資産税の課税内容については、4月初旬に発送予定の納税通知書に添付されている「課税資産明細書」でも確認できますので、ご活用ください。

固定資産課税台帳の閲覧および価格等の証明制度
 市内に所在する自己の資産について、いつでも固定資産課税台帳の閲覧や証明を申請することができます。閲覧できる方は、納税義務者およびその委任を受けた方、借地人・借家人などです。借地人・借家人などの方は、借りている土地および家屋の部分に限り閲覧することができます。

なお、閲覧・証明については手数料がかかりますが、縦覧期間中の納税義務者本人の閲覧については無料です。
 ※縦覧・閲覧などにお越しになる際は、本人確認ができるもの(運転免許証・納税通知書など)、代理人であれば委任状、借地・借家人の場合は契約書など権利が確認できるものと印鑑をご持参ください。
 ▼問合せ先 税務課固定資産税担当(内線235・236)

軽自動車などの廃車手続きについて
 軽自動車などを処分・譲渡された方で、まだ廃車手続きを済ませていない方は、4月1日までに廃車の手続きをしてください。
 ※4月2日以降に届出をされた場合も、平成17年度の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

問合せ先
 軽二輪および二輪の小型自動車
 富山陸運支局 ☎423-6618
 軽三輪および軽四輪
 富山県軽自動車協会 ☎424-6420
 原動機付自転車および小型特殊自動車
 市税務課市民税担当 (内線234)